学校において予防すべき感染症および出席停止期間の基準

出席停止による登校再開届の提出方法について

お子様が下記の学校感染症にかかられた場合、学校保健安全法第１９条の規定により出席停止をお知らせしています。本校では「登校再開届」を、すぐーるアンケートから保護者の方が学校へ提出する方法を実施しています。登校を再開する場合は、すぐーるアンケートより必要事項を入力し、回答してください。**入力は必ず登校日までにお願い致します。**

【主な学校感染症】

	病　名	出 席 停 止 期 間
１	麻しん（はしか）	解熱後、３日を経過するまで
２	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
３	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんがかさぶたになるまで
４	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで　**※発症日を０日目として数えます。**
５	インフルエンザ （＊１に該当するものは除く）	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで
６	百　日　咳	特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
７	結　　核	感染の恐れがなくなるまで
８	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消失した後２日を経過するまで
９	髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがなくなるまで
１０	流行性角結膜炎（はやり目）	感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで
１１	急性出血性結膜炎	医師の判断がでるまで
１２	腸管出血性感染症（Ｏ－１５７）	感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで
１３	手足口病	症状が改善し全身状態が良好になるまで
１４	溶連菌感染症	治療開始後２４時間経過し、全身状態が良好になるまで
１５	伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良好になるまで
１６	感染性胃腸炎	主な症状（おう吐、下痢、腹痛等）がおさまり、かつ、普段通りの食事ができるようになるまで
１７	ヘルパンギーナ（夏かぜ）	全身状態が良好になるまで
１８	マイコプラズマ感染症	症状が改善し全身状態が良好になるまで
１９	ＲＳ感染症	症状が改善し全身状態が良好になるまで
２０	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
２１	第1種感染症　＊１	治癒するまで

＊１　エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、　ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、　ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ、感染症予防法第６条第７項から第９項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症および新感染症

【インフルエンザ出席停止期間】

発症した日 ※１	１日	２日	３日 ※２	４日	５日	６日
／	／	／	／	／	／	／
←――― 出席停止となります ―――						→登校可能

※１　発症した日とは、発熱（おおむね３８．０℃以上）しはじめた日をさします。
※２　３日目に平熱に下がっていれば、６日目に登校することができます。
　　以降、４日目の場合は７日目、５日目の場合は８日目に登校可能・・・となります。

【新型コロナウイルス感染症出席停止期間】

発症した日 ※１	１日	２日	３日	４日 ※２	５日	６日
／	／	／	／	／	／	／
←――― 出席停止となります ―――						→登校可能
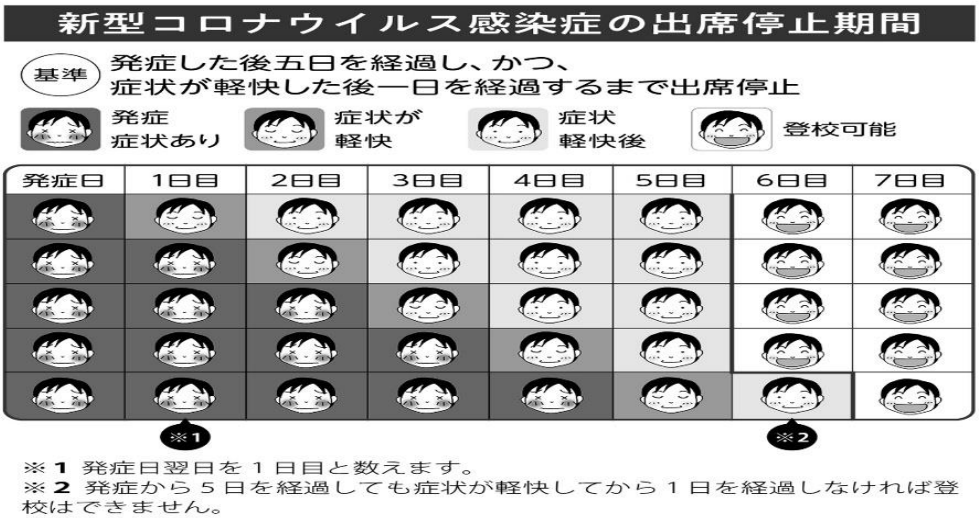
※１　発症した日とは、発熱（おおむね３８．０℃以上）しはじめた日をさします。
※２　４日目に平熱に下がっていれば、６日目に登校することができます。
　　以降、５日目の場合は７日目、６日目の場合は８日目に登校可能・・・となります。